

新型コロナウイルス感染症に対する京極町の施策について

No.	事業名	事業概要【①目的・②内容】	担当課
1	学校給食費助成事業	①子育て世帯の経済的負担の軽減 ②小学校及び中学校の給食費を半年間助成します。	教育委員会 (学務課)
2	特別定額給付金事業	①国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による家計への支援 ②令和2年4月27日現在において京極町に在住の方について1人につき10万円を給付します。	住民福祉課
3	子育て世帯への臨時特別給付金事業	①新型コロナウイルス感染症による影響を受けている子育て世帯への生活支援 ②令和2年4月分(3月分含む)の児童手当が支給されている児童1人につき1万円を給付します。	住民福祉課
4	町税の徴収猶予の特例制度	①新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことによって納付が困難な方に対して、申請により徴収猶予を実施 ②新型コロナウイルス感染症の影響で事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少し、一時に納付することが困難な方について、納期限が令和3年1月31日までの町税を申請により、最長1年間の徴収猶予を受けることができます。	税務課
5	国民健康保険税の減免制度	①新型コロナウイルス感染症の影響で収入等が減少する見込みの場合において申請により減免を実施 ②主たる生計維持者(世帯主)が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入等が前年に比べて30%以上減少する見込み等の要件を満たす場合において、納期限が令和3年3月31日までの国民健康保険税が申請により減免されます。	税務課
6	休業協力・感染リスク低減支援事業(延長分)	①休業要請の延長に応じ、感染リスク低減に協力した事業者への事業継続支援 ②・道の休業要請延長に協力した事業所 (5/7～)20万円【道事業上乘せ】 ・道の休業要請延長に伴い感染リスク低減に協力した事業所 (5/7～5/15)10万円 ・道の休業要請延長に伴い感染リスク低減に協力した事業所 (5/16～)10万円 ・町の休業要請延長に協力した事業所 (5/7～)30万円 ・上記以外で感染リスク低減に協力した事業所 3万円 ※4/25～5/6の支援事業については実施済み	企画振興課
7	元気回復応援事業	①緊急事態宣言解除後の住民生活支援及び地域経済回復の支援 ②京極町内の取扱店で使用可能な商品券7千円分(共通商品券5千円・飲食店限定商品券2千円)を町民全員に配布します。 《使用期限》令和2年7月～10月末(予定) ※7月上旬(予定)に簡易書留で世帯主へ発送します。	企画振興課
8	プレミアム商品券発行事業	①緊急事態宣言解除後の住民生活支援及び地域経済回復の支援 ②年末に商工会が発行しているお買得商品券のプレミアム分を令和2年度についてはさらに上乘せして、1万円で4千円分お得になる商品券を3,000セット発行します。 《使用期限》令和2年11月～令和3年1月末(予定) ※取扱店については別途お知らせします。	企画振興課
9	学生支援事業	①高校生以上の学生を扶養する子育て世帯の経済支援 ②・町内に住む高校生等を扶養する町民 高校生等1人につき3万円 ・町外に住む高校生等を扶養する町民 高校生等1人につき6万円 ・大学生等を扶養する町民 大学生等1人につき10万円	総務課
10	温泉バス利用者代替交通利用助成事業	①温泉バス内及び京極温泉内の密集防止による温泉バスの休止に伴い、利用対象者の代替交通として利用料金の一部を助成 ②温泉バス代替利用券の配布	健康推進課